

岩内町農業情報通信環境整備計画策定等業務仕様書

1 委託業務名

「岩内町農業情報通信環境整備計画策定等業務」（以下「本業務」という。）

2 業務の目的

本業務は、本町の農業における従事者の高齢化や人手不足などの課題解決に向け、農業農村インフラの管理の省力化・高度化、スマート農業の地域実装の推進及び地域活性化にも活用可能な情報通信環境の整備に向けた技術的検討・試行調査等を行い、農業の持続的な発展及び農村の振興に資することを目的とする。

将来的に、岩内町の広範囲に点在する圃場を活かし、地域の特色を反映した農業を展開することが重要であり、地元の気候や土壌に適した品種を選定し、地域ブランドとしての価値を高めることが求められている。

3 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日

4 委託場所

北海道岩内郡岩内町内

5 業務内容

委託業務の内容は、以下に示される事項とする。

業務の内容

（1）事前準備

- ・ 貸与資料の内容の把握及び業務実施に必要な資料の収集を行う。
- ・ 営農形態、農作業繁忙期及び気象条件等の諸要素を考慮のうえ、ニーズ調査、試行調査、ワークショップ等に係る最適な業務計画の検討・協議を行う。

（2）諸条件の調査

（2－1）事業実施地区における情報通信環境の把握及び整理

- ・ 事業実施地区における光ファイバー、無線基地局等の通信設備を有する電気通信事業者や携帯電話事業者等に、既存の情報通信環境（光ファイバーの電柱、無線基地局、利用する周波数帯、電源等の

整備状況や、携帯電話のサービスエリア等）及び今後の整備計画等を確認し、その結果を整理する。

- ・ 試行調査実施場所は事業実施地区内において、現状の情報通信環境について生産者等の関係者を対象に聞き取り調査を実施する。なお、現状の情報通信環境について把握できない場合は、現地で電波調査を実施する。

（３）ICT 利活用ニーズの把握

（３－１）事業実施地区における農業農村インフラ等の現状と課題の把握及び整理

- ・ 事業実施地区における以下の項目に関する現況と課題について、関係組織や生産者等の関係者に対して、資料収集及び聞き取り調査を実施して、現状において抱えている課題を整理する。
 - ① 農業農村インフラ（農業水利施設等）
 - ② 営農（作付面積・作物、担い手、スマート農業の導入状況）
 - ③ その他の課題

（３－２）事業実施地区における情報通信環境整備に関するニーズ調査

- ・ 課題の解決のために必要な光ファイバー、無線基地局及び送受信機（計測機器類）（以下「情報通信施設」という。）の計画・整備手法及び運営管理手法を検討するため、地域の農業者に対し、情報通信施設に関するニーズ等を把握するためのアンケート調査を実施する。

（３－３）ワークショップ実施検討

- ・ 生産者等の関係者に対し、スマート農業等に関する情報提供やデモ実演、地域課題や要望のヒアリングを行う場として、ワークショップを開催する。

（４）電波調査・試行調査の実施に関する概略設計及び試行調査の実施

（４－１）基地局設置設計及び電波調査・概略設計

- ・ 前項までの ICT 利活用ニーズの調査結果を踏まえ、事業実施地区を対象に無線通信の伝送距離に関する調査を実施し、最適な無線基地局等の配置設計を行う。試行調査に必要となる光ファイバー・電柱・配管・電源設備などの機材やサービス等は、全て受注者にて調達する。

（４－２）試行調査の実施

- ・ 情報通信施設を試行運用し、農業農村インフラの管理の省力化・高度化の効果（システム面・運用面・コスト面、他用途への横展開の観点等）やスマート農業導入等に係る効果について確認、整理する。

（５）施行調査の効果測定

（５－１）事業実施地区における情報通信施設の整備と管理運営等の在り方を整理

- ・ 試行調査等の結果を踏まえ、事業実施区域内における情報通信施設の整備（機器設置計画の策定等）と管理運営等の在り方について整理するとともに、施設運用の手法について検討する。

（５－２）事業実施地区における情報通信施設の整備費用と維持管理経費の試算

- ・ 試行調査等の結果を踏まえ、情報通信施設の整備費用・維持管理費用の試算を行う。

(6) 整備計画の策定

(6-1) 新たな検討課題の整理

- ・ 本業務における調査・検討により新たに確認された課題、次年度以降に追加調査すべき項目について整理する。

(6-2) 調査結果報告書作成

- ・ 各項目を取りまとめ、報告書の作成を行う。

6. 打合せ

- ・ 初期（1回）、中間（1回）、納品時（1回）の3回を基本とするが、必要に応じて別途開催する。
なお、受注者からの要請に基づき中間打合せ等が増加した場合、設計変更の対象としない。
- ・ 本業務を適切かつ円滑に実施するため、業務着手時及び実施中における協議、打合を綿密に行い、その都度受託者が記録し、相互に確認するものとする。

7 完成検査

受託者は、業務完了報告書を提出する際には、事前に契約書類及び仕様書にて義務付けられた資料の整備をすべて完了し、町に提出しなければならない。また、町の立会いのもと、完成検査を実施するものとする。検査の結果及び成果品納品後に不備又は誤りが発見された場合、受託者は速やかに修正しなければならない。

8 成果品の帰属

本業務の成果品に係る権利は、全て委託者に属するものとし、受託者は、委託者の承認を受けずに成果品の全部又は一部を他に使用し、貸与し、又は公表してはならない。

9 成果品

- ・ 業務報告書 2部（A4版簡易製本・電子媒体）
- ・ 各調査データ一式 2枚（電子媒体）

10 業務遂行における連絡・調整

業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者と町は常に密接な連絡をとり、業務の方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度受託者がすべて議事録に記録し相互に確認すること。

11 資料の貸与

業務の実施において必要となる町所有の関連図書、関係資料等は、町が貸与するものとする。

資料等の貸与を受ける場合はそのリストを作成し、貸与された資料については、必要がなくなった時点又は業務完了時にすべて返却するものとする。

町が提供した電子データについては取扱に注意する。

12 守秘義務

受託者は、業務の遂行上知り得た事項を他に漏らしてはならない。

13 その他

- (1) 本業務の遂行にあたっては、関係法令及び条例等を遵守するとともに、業務を履行するための個人情報の取扱いについて、町が定める規定及び各種法令等を遵守すること。
- (2) 成果物 において使用される素材等について、著作権その他の権利等に関して第三者から何らかの申し出がなされた場合は、全て受託者の責任において対処すること。
- (3) 受託者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに町と協議し、業務を遂行すること。

【別紙 1】 試行調査に必要な機器